

「台東区の身近なお医者さん」広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱（平成19年3月22日18台総広第136号）第4条及び第5条に基づき、「台東区の身近なお医者さん」に掲載する広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、原則として裏表紙の内側とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

広告名	掲載箇所	規格（縦×横）	掲載料
1号	裏表紙内側ページ・横1/2面（4色カラー）	13.2cm×18.0cm	4万円

(広告掲載の適否基準)

第4条 「台東区の身近なお医者さん」に掲載する広告の適否基準は、台東区広告掲載基準（平成19年3月22日18台総広第136号）第3条、第4条及び第5条の各号に定めるもののほか、次に掲げる業種又は事業者の広告についても掲載しない。

- (1) 葬祭業者
- (2) 霊園

(広告の掲載順位)

第5条 「台東区の身近なお医者さん」に掲載する広告の掲載順位は、次のとおりとする。
なお、同順位で申込者が多数の場合は抽選で決定する。

順位	広告主の種類
1	国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに準ずるもの。
2	私企業のうち公共的性格のある企業で、区内に事業所等を有するもの。
3	上記2以外の私企業、自営業

2 前項の順位3については、台東区内の中小企業を優先する。

付 則

この要領は、平成20年9月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。